

## 山口市一般廃棄物処分業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号。以下「条例」という。）及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第97号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、一般廃棄物処分業の許可事務及び処分業務の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において一般廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項をいう。

(許可申請)

第3条 一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、規則第29条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を申請書に添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処分業にかかる業務経歴及び事業計画の概要を記載した書類
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする者は、事業資金及びその資金の調達方法を記載した書類
- (3) 財務諸表（法人にあっては、決算報告書の写し、個人の場合は、貸借対照表・損益計算書を作成しないときは、収支決算書の写しで、ともに、直近のもの）
- (4) 役員名簿（監査役を含む全ての役員を記載した書類）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「法規則」という。）第2条の4第1号ロ（1）に規定する一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの証明として、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物処理業に必要な知識及び技能を習得することを目的とした講習の修了証書の写し（申請日から起算して2年以内に受講した講習の修了証書に限る）
- (6) 一般廃棄物処分業の用に供する施設（一般廃棄物処理施設を除く）の図面及び当該施設の付近の見取図及び当該施設の所有権を有することを証する書類等（申請者が所有権を有していない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類）
- (7) 一般廃棄物の保管を行う施設を設置する場合は、当該施設の図面及び当該施設の付近の見取図及び当該施設の所有権を有することを証する書類等（申請者が所有権を有していない場合は、当該施設の使用権原を有することを証する書類）
- (8) 処理料金及び料金徴収の方法
- (9) 処分先を証明できる書類

- (10) 生活環境の保全上影響を受けるおそれのある関係住民に対する説明会の開催状況を明らかにした書類。（山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱（以下「県要綱」という。）第2条第1項第6号に準ずる）
  - (11) 納税証明書（法人である場合は、法人税及び市税の滞納のない証明、個人である場合は所得税及び市税の滞納のない証明）
  - (12) 申請者が（法人である場合は、監査役を含む役員全員）法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
  - (13) 誓約書
  - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 一般廃棄物処分業の用に供する一般廃棄物処理施設については、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を申請書に添付しなければならない。
- (1) 一般廃棄物処理施設の設置場所についての使用権原を有することを証する書類
  - (2) 一般廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (3) 一般廃棄物処理施設の設置場所、種類、処理能力（最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、及び一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類を記載した書類
  - (4) 一般廃棄物処理施設の写真
  - (5) 一般廃棄物処理施設の付近の見取図
  - (6) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面
  - (7) 一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に関する事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った書類又は図面等。（法規則第3条の2に準ずる）
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第6号及び第7号に掲げる書類又は図面等の添付を省略させることができる。
- (1) 法第8条の規定に基づき、県知事の許可を受けた一般廃棄物処理施設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成5年山口県規則第31号）第1条の2に規定する許可証の写しを添付する場合。
  - (2) 法第15条の2の5の規定に基づき、一般廃棄物処理施設を設置する場合で、法第15条第1項の規定に基づき、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理施設に当たっては、法規則第12条の5に規定する許可証の写しを添付する場合。
  - (3) 法第15条第1項の規定する産業廃棄物処理施設以外のもので、県要綱第7条の規定

に基づき、事前協議を受けた産業廃棄物処理施設を当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として、法規則第12条の7の16に定めるものをその処理施設において処理するために一般廃棄物処理施設として設置する場合で、県要綱第14条に規定する事前協議完了通知書の写しを添付する場合。

(搬入処理協議)

第4条 一般廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする者又は一般廃棄物処分業許可業者は、市外からの一般廃棄物を市内で処理しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の協議は、市外からの一般廃棄物の搬入処理に関する計画書を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、市外からの一般廃棄物の搬入処理に関する計画書の内容が、生活環境の保全上支障がないと認めるときは、その旨を一般廃棄物処分業者に通知するものとする。

(遵守事項)

第5条 一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業許可業者」という。）の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の規定に従って、適正に行なうこと。

(2) 特別管理一般廃棄物の処分に当たっては、令第4条の2の規定に従って、適正に行なうこと。

(3) 処分する一般廃棄物は、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）に努め、適正な処分を行うこと。

(4) 一般廃棄物処理業許可証は、営業所（事務所）内の見えやすいところに掲示すること。

(5) 処理施設等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。また、処分する廃棄物等が飛散・流出しないように十分注意すること。

(6) 従業員が許可条件に違反しないように常に指導監督し、従業員の違反行為については全責任を持ち、これを速やかに処理すること。

(7) 一般廃棄物の処分に当たっては、粗暴な行為、住民の信頼を裏切る行為等により、住民からの信頼性を損なわせることがないようにすること。

(8) 法第7条第15項及び16項の規定に基づき、環境省令で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間事業所ごとに保存すること。

(9) 前各号に定めるもののほか、市長の指示事項を遵守すること。

(届出)

第6条 一般廃棄物処分業許可業者は、廃業又は次に掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 申請書に記載した事項

(2) 規則第29条第2項各号に規定した書類又は図面に記載した事項

(3) 第3条第1項及び第2項各号に規定した書類又は図面に記載した事項

(実績報告)

第7条 一般廃棄物処分業許可業者は、1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)の処理実績について、一般廃棄物処理実績報告書を翌年の4月末までに市長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 一般廃棄物処分業許可業者は、次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 一般廃棄物の処理に関し事故等が発生した場合

(2) その他生活環境の保全上又は公衆衛生上に関し、重大な影響が生じた場合

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。